### 外国人労働者雇用実態調査業務 企画コンペ実施要領

平成 31年4月12日(公財)岩手県国際交流協会

公益財団法人岩手県国際交流協会(以下「協会」という。)が実施する「外国人労働者 雇用実態調査業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者を選定するための企画 コンペ(以下、「企画コンペ」という。)については、この企画コンペ実施要領(以下「実 施要領」という。)に基づいて行うものとする。

# 1 委託業務の概要

(1) 業務件名及び数量

『外国人労働者雇用実態調査』一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日の翌日から平成31年10月31日(木)まで

(4) 委託予定額の上限額

3,600 千円以内(税込)

## 2 企画コンペ問い合わせ先及び書類の提出先

公益財団法人岩手県国際交流協会

所在地 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

いわて県民情報交流センター(アイーナ)5階 国際交流センター内

電 話 019-654-8900

FAX 019-654-8922

電子メールアドレス taka-madoka@iwate-ia.or.jp

### 3 参加者の資格要件等

企画コンペに参加する者(以下「コンペ参加者」という。)は、次に掲げるコンペ参加者の資格要件(以下「資格要件」という。)を全て満たす者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うことも認めるが、その場合は、代表者を決めた上で企画コンペに参加し、協会との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本業務の実施について、協会の要求に応じて即時に来局し、対応できる体制を整えている者であること。
- **(2)** 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている 者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再

生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 4(2)に定める企画コンペ参加届出書の提出の日から委託候補者を選定するまで の間に、協会からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていない者であ ること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

# 4 企画コンペ手続き等

### (1) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等については、協会ホームページに掲載する。 なお、協会にて、直接交付は行わない。

※ トップページ (トップページ (https://iwate-ia.or.jp/)  $\rightarrow$  「新着情報」  $\rightarrow$  「コンペ参加者募集 (外国人労働者雇用実態調査)」

#### 【配布資料】

資料1 企画コンペ実施要領(本書)

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審查要領

# (2) 企画コンペ参加届出書の提出

コンペ参加者 (共同提案の場合は代表者) は、【様式1-1 企画コンペ参加届出書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 平成31年4月26日(金)午後5時 (必着)

イ 提出方法 協会に持参又は郵送で提出

- ・ 持参する場合は、提出期限まで(ただし、祝祭日、日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に協会に提出 すること。
- ・ 郵送する場合は、書留郵便等、配達の記録が残る方法により、提出期限まで に協会に到達するように送付すること。

# ウ 留意事項

- ・ 提出期限までに企画コンペ参加届出書を提出しなかった者は、以降の企画コンペ手続きに参加できないものとする。
- ・ コンペ参加者(共同提案の構成員を含む。)が、他の共同提案の構成員を兼 ねることはできないものとする。

## (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-2 実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けるものとする。

- ア 受付期間 平成31年4月19日(金) 午後5時(必着)まで
- イ 提出方法 原則として電子メールにより協会あて送付すること。
- ウ 回答方法 受け付けた質問の要旨とその回答について、原則として協会ホーム ページにて回答する。
- エ 回答期日 2019年4月23日(火)午後5時までに、随時回答を行う。

### (4) 企画提案書等の提出

コンペ参加者(共同提案の場合は代表者)は、【資料3 企画提案書作成要領】 で定める書類(以下「企画提案書等」という。)を、次のとおり提出するものとす る。

- ア 提出期限 平成31年5月9日(木) 午後5時(必着)
- イ 提出方法 協会に持参又は郵送で提出
  - ・ 持参する場合は、提出期限まで(ただし、祝祭日、日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に協会に提出 すること。
  - ・ 郵送する場合は、封筒の表に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留 郵便等、配達の記録が残る方法により、提出期限までに協会に到達するように 送付すること。
- ウ 留意事項

企画提案書等は企画コンペ参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付ける ものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

#### (5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満た さなくなった者による提案
- イ 企画コンペ参加届出書を提出しなかった者又は企画コンペ参加届出書に虚偽の 記載を行った者による提案
- ウ 費用の積算額が上記1(4)の委託予定額の上限額を超える提案
- 工 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

#### 5 委託候補者の決定方法について

### (1) 企画コンペにおける企画提案審査

企画コンペにおける企画提案審査は、【資料4 企画提案審査要領】(以下「審査要領」という。)に基づいて行うものとする。

### (2) 委託候補者の決定

協会は、審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、第1順位の委託候補 者及び補欠順位を決定するものとする。

なお、第1順位の委託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を委 託候補者とする。

### (3) コンペ参加者への通知

協会は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各コンペ参加者(共同提案の場合は代表者)に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

# 6 企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合の手続きについて

企画コンペ参加届出書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、【様式1-3 企画コンペ参加辞退届】を、審査要領で定める選考委員会の開催日の前日までに、協会に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

# 7 契約の締結について

### (1) 見積書の徴収

決定した受託候補者から提出された書類を基に、協会と候補者との間で仕様書の内容等を協議し、改めて受託候補者に見積書の提出を求める。したがって、「資料3 企画提案書作成要領(4)費用積算内訳書」の額がそのまま契約額になるとは限らないこと。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) に基づき判断する。
- (4) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、協会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

### (5) 契約結果の公表

協会は、本契約について、関係事項を協会ホームページ上で公表する。

# 8 公正な企画コンペの確保について

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを

公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

# 9 その他留意事項

- (1) コンペ参加者が協会に提出した書類は返却しない。
- (2) 企画コンペへの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) 本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 【資料2 業務仕様書】の2(5)により、調査項目の内容等については、委託 候補者決定後に協会と協議した上で決定する。
- (5) 本基礎調査を必要かつ効果的なものとするため、コンペ参加者は、9 (4) において決定した調査内容に、委託候補者以外の者が提案した調査内容が含まれる場合があることについて承諾するものとする。